（４）手当額

　②給料調整額

　　支給対象者・・・特別支援学級担任教員

　　支　給　額・・・調整基本額　　　　　　×　　　調整数

　　　　　　　　　　１級　： 8,400円　　　　　　　　１

　　　　　　　　　　２級　：10,900円　　　　　　（公立の小学校、中学校）

　　　　　　　　　　特２級：11,200円

　　　　　　　　　　３級　：11,800円

　　　　　　　　　　４級　：12,800円

　③　教職調整額

　　支給対象者・・・１級及び２級、特２級の教育職員

　　支　給　額・・・給料月額　×　4/100

　④　管理職手当

　　校長　52,100円

　　教頭　43,700円

　⑤　扶養手当

　　支給対象者

　　　他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている、つぎのような人を扶養する職員

・配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

　　　　・22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子及び孫

　　　　・60歳以上の父母及び祖父母

　　　　・22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹

　　　　・重度心身障害者

　　支給額

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度  扶養親族 | | H28 | H29 | H30 | H31（R1） | R2以降 |
| 配偶者 | | 13,000 円 | 11,500 円 | 10,000 円 | 8,500 円 | 6,500 円 |
| 子 | | 6,500 円 | 7,500 円 | 8,500 円 | 9,500 円 | 10,000 円 |
| 父母等 | | 6,500 円 | 6,500 円 | 6,500 円 | 6,500 円 | 6,500 円 |
| 配偶者がない場合の１人目 | 子 | 11,000 円 | 11,000 円 | 10,500 円 | 10,500 円 | 10,000 円 |
| 父母等 | 11,000 円 | 10,000 円 | 9,000 円 | 8,000 円 | 6,500 円 |

　　　　※　15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日後の最初の３月31日までの子の場合、一人につき5,000円加算

　⑥　住居手当

　　支給対象者

自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、月額（12,000円）を超える家賃若しくは間代を支払っている職員

　　　支給額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要　件 | 家　賃　等 | 支給額（100円未満切捨） |
| ・契約  ・居住  ・支払 | 月額23,000円以下 | 家賃額－12,000円 |
| 月額23,000円以上55,000円未満 | （家賃額－23,000円）×1/2＋11,000円 |
| 月額55,000円以上 | 27,000円 |

　　　　※単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅は、上記の支給額の1/2

　⑦　特殊勤務（教員特殊業務手当）

　　支給対象者

　　　　　小学校・中学校等教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の１級、２級又は特２級の適用を受ける職員

　　　支給額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | | | | 支給額 |
| 非常災害時の児童生徒の保護等業務 | | | | 8,000円 |
|  | 激甚災害の場合 | | | 16,000円 |
| 児童生徒の救急業務 | | | | 7,500円 |
| 児童生徒の緊急補導業務 | | | | 7,500円 |
| 修学旅行等の引率指導業務 | | | | 5,100円 |
| 対外運動競技等の引率指導業務 | | | 泊を伴う | 5,100円 |
| 週休日等 | 5,100円 |
| 部活動指導業務 | | ４時間以上 | | 3,600円 |
| ３時間以上４時間未満 | | 2,700円 |
| ２時間以上３時間未満 | | 1,800円 |

　⑦　特殊勤務（⑱教育業務連絡指導手当）

　　支給対象者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支給対象区分 | | 金額 | 備考 |
| 小学校 | 教務主任  学年主任  研究主任  分校主任  人権教育主任 | １日あたり  200円 | この手当は、次のいずれかに該当するものには支給しない。  (1)　3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任  (2)　3学級未満の学年に置かれる学年主任  (3)　(1)及び(2)に定めるもののほか、※任命権者が定める基準に該当しないもの |
| 中学校 | 教務主任  学年主任  研究主任  人権教育主任  生徒指導主事 |

※任命権者が定める基準は次表のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 名称 | 手当が支給されないもの |
| 小学校 | 教務主任 | ６学級未満の学校に置かれるもの |
| 研究主任 | ６学級未満の学校に置かれるもの |
| 学年主任 | ３学級未満の学年に置かれるもの |
| 人権教育主任 | ６学級未満の学校に置かれるもの |
| 中学校 | 教務主任 | ３学級未満の学校に置かれるもの |
| 生徒指導主事 | ３学級未満の学校に置かれるもの |
| 学年主任 | ３学級未満の学年に置かれるもの |
| 研究主任 | ６学級未満の学校に置かれるもの |
| 人権教育主任 | ６学級未満の学校に置かれるもの |

　⑦　教員特殊業務手当（多学年手当）

　　支給対象者

　　　　　２以上の学年の児童又は生徒で編成されいる学級を担当する教諭又は講師が、多学年学級における授業又は指導に従事したとき。

支給額

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 支給額（日額） |
| ３以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級 | 350円 |
| ２の学年の児童又は生徒で編成されている学級 | 290円 |





